

委第3号議案

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年6月1日

提出者 議会運営委員長 黒田 健祐

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「あと、登壇して」を「後、議長が指定する場所で」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を削る。

第52条第2項中「質問及び」を削る。

第53条を削り、第54条を第53条とし、第55条から第61条までを1条ずつ繰り上げる。

第62条第3項中「第60条第1項」を「第52条第3項及び第4項並びに第59条第1項」に改め、同条を第61条とし、同条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムによる質問等）

第62条 議員は、第2条の規定により会議を欠席し、遅刻し、又は早退する場合において、前条第1項及び第2項の質問を映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議シ

システム」という。)により行うことを希望するときは、議長の承諾を得て、オンライン会議システムにより質問することができる。

2 議長は、前項の承諾をするときは、当該承諾を求める議員の意見を聴いて、オンライン会議システムにより質問をするに当たって必要な装置が設置された場所であって議長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

3 議員がオンライン会議システムにより質問する場合において、議長は、当該議員が法第129条第1項の規定による命令に従わないときは、オンライン会議システムへの接続を解除することができる。

4 議員がオンライン会議システムにより質問する場合における前条第3項の規定により準用する第52条第4項の規定の適用については、同項中「欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にいないとき」とあるのは、「質問の順位に当たっても質問しないとき、又はオンライン会議システムへの接続ができないとき（接続した後であっても通信環境の悪化等によりオンライン会議システムによる質問を継続することが困難であるときを含む。）」とする。

第63条第1項中「第52条」を「第61条第1項、第2項及び第4項」に改め、同条第3項中「第60条第1項」を「第59条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

オンライン会議システムによる会派代表質問及び一般質問の実施を可能とするため、所要の改正を行うものである。

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第50条（略） （発言の許可）</p> <p>第51条 発言は、全て議長の許可を得た<u>後、議長が指定する場所</u>でしなければならない。</p> <p>（発言通告書及び順序）</p> <p>第52条（略）</p> <p>2 発言通告書には、<u> </u>質疑についてはその要旨を、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p><u>第53条—第60条（略）</u> （代表質問及び一般質問等）</p> <p><u>第61条（略）</u></p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>第52条第3項及び第4項並びに第59条第1項</u>の規定は、前2項の質問について準用する。</p> <p>4（略）</p> <p><u>（オンライン会議システムによる質問等）</u></p> <p><u>第62条 議員は、第2条の規定により会議を欠席し、遅刻し、又は早退する場合</u></p>	<p>第1条—第50条（略） （発言の許可）</p> <p>第51条 発言は、全て議長の許可を得た<u>あと、登壇して </u>しなければならない。<u>ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</u></p> <p><u>2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。</u></p> <p>（発言通告書及び順序）</p> <p>第52条（略）</p> <p>2 発言通告書には、<u>質問及び質疑</u>についてはその要旨を、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p><u>（発言の通告をしない議員の発言）</u></p> <p><u>第53条 発言の通告をしない議員は、通告をした議員が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</u></p> <p><u>2 議長は、2人以上の議員から発言を求められたときは、先に表明したと認める議員から指名する。</u></p> <p><u>第54条—第61条（略）</u> （代表質問及び一般質問等）</p> <p><u>第62条（略）</u></p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>第60条第1項 </u>の規定は、前2項の質問について準用する。</p> <p>4（略）</p>

において、前条第1項及び第2項の質問を映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により行うことを希望するときは、議長の承諾を得て、オンライン会議システムにより質問することができる。

2 議長は、前項の承諾をするときは、当該承諾を求める議員の意見を聴いて、オンライン会議システムにより質問をするに当たって必要な装置が設置された場所であって議長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

3 議員がオンライン会議システムにより質問する場合において、議長は、当該議員が法第129条第1項の規定による命令に従わないときは、オンライン会議システムへの接続を解除することができる。

4 議員がオンライン会議システムにより質問する場合における前条第3項の規定により準用する第52条第4項の規定の適用については、同項中「欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にはいないとき」とあるのは、「質問の順位に当たっても質問しないとき、又はオンライン会議システムへの接続ができないとき（接続した後であっても通信環境の悪化等によりオンライン会議システムによる質問を継続することが困難であるときを含む。）」とする。

（緊急質問等）

第63条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないときは、第61条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 （略）

3 第59条第1項の規定は、第1項の質問について準用する。

4 （略）

第63条の2 （以下略）

（緊急質問等）

第63条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないときは、第52条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 （略）

3 第60条第1項の規定は、第1項の質問について準用する。

4 （略）

第63条の2 （以下略）